

議案第121号

世田谷区災害対策条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 市街地復興の対象区域における建築行為の届出の対象となる建築物等を変更するとともに、地域協働復興に関する活動の支援に係る規定を定め、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区災害対策条例の一部を改正する条例

世田谷区災害対策条例（平成18年3月世田谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条中「、速やかに世田谷区都市復興基本方針（区の市街地の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を」を「、世田谷区都市整備方針（世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第8条第1項の都市整備方針をいう。以下同じ。）に定める都市整備の基本方針に基づき世田谷区復興まちづくり方針（都市の復興の理念及び被災した都市基盤施設等の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を、世田谷区都市整備方針に定める地域整備方針及び地区計画等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）に基づき地域別復興まちづくり方針（市街地復興の対象区域に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を、被害状況を踏まえて速やかに」に、「これ」を「これら」に、「同方針」を「世田谷区復興まちづくり方針及び地域別復興まちづくり方針」に改める。

第23条の見出しを「（市街地復興の対象区域の指定）」に改め、同条第1項を次のように改める。

区長は、市街地復興事業を推進するため、災害発生前の市街地の特性及び災害発生後の被害状況に応じて、次に掲げる地区を市街地復興の対象区域として指定することができる。

- (1) 市街地改造予定地区（災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、市街地復興のための建築物等の更新（災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築、又は増築を行うことをいう。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）により、市街地の抜本的な改造を予定する地区をいう。以下同じ。）
- (2) 市街地修復予定地区（災害により、相当数の建築物等の倒壊若しくは焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、都市基盤施設の整備等による市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建のいずれかの修復的な改善を予定する地区をいう。以下同じ。）

第24条の見出しを「（市街地復興の対象区域の指定の変更）」に改める。

第25条の見出しを「（世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画の策定）」に改め、同条第1項中「、世田谷区都市復興基本方針に基づき、世田谷区都市復興基本計画（市街地復興事業を推進するための）」を「、世田谷区復興まちづくり方針に基づき世田谷区復興まちづくり計画（区内の主要な施設及び土地の利用等の都市計画の方針を定める計画をいう。以下同じ。）を、地域別復興まちづくり方針に基づき地域別復興まちづくり計画（市街地復興の対象区域の復興の施策を定める）」に改め、同条第2項中「世田谷区都市復興基本計画」を「世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画」に改める。

第26条第1項中「重点復興地区及び復興促進地区において、世田谷区都市復興基本計画」を「市街地改造予定地区において、地域別復興まちづくり計画」に、「第2条第1項に規定する事業」を「第2条第1項に規定する土地区画整理事業」に、「事業をいう。）等の整備事業」を「市街地再開発事業をいう。）等の市街地の抜本的な改造を行う事業」に改め、「（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「復興誘導地区において、世田谷区都市復興基本計画に基づき」を「市街地修復予定地区において、地域別復興まちづくり計画に基づき、市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建の修復的な改善を行う事業の施行」に改め、同条第4項中「世田谷区都市復興基本計画」を「地域別復興まちづくり計画」に改める。

第27条中「重点復興地区及び復興促進地区」を「市街地復興の対象区域」に改める。

第28条第1項各号列記以外の部分中「復興対象地区」を「市街地復興の対象区域」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 既存の建築物の敷地内において建築する車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が2以下であり、かつ、地階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第2号に規定する地階をいう。）を有しない木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造のものに限る。）

第28条第2項中「復興対象地区」を「市街地復興の対象区域」に改める。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

（地域協働復興の活動支援）

第30条 区長は、地域協働復興（被災後において、区民が相互に協力し、事業者、

関係する団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に関する活動を促進するとともに、復興区民組織(地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。)に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第22条から第27条までの改正規定並びに第28条第1項各号列記以外の部分及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。